



衆議院憲法調査会での公述要旨

2004年11月18日

社団法人アムネスティ・インターナショナル日本 事務局長 寺中 誠

アムネスティ・インターナショナルとは何か？

1961年、英国の弁護士ピーター・ベネンソンによって設立。
世界150カ国、180万人を会員に持つ、国際的な人権擁護組織。
不偏不党性と非暴力をその活動の信条とする。
1977年には団体としてノーベル平和賞を受賞。
日本では、1970年に支部が結成され、2000年に社団法人となる。
現在、会員、支援者は約7000人。

国際人権と日本政府の義務

国際人権主要条約のうち6つの締約国となっている。
選択議定書に加入しておらず、本条約でもいくつかの留保事項もある。
国際刑事裁判所には未加入
条約は、憲法第98条第2項により国内法としての効力を有する。
国際人権法としての解釈については各条約機関などが蓄積。
→無罪推定の原則は捜査段階にも及ぶべき。取調べのビデオ撮影。
→残虐な刑罰の禁止には、死刑の禁止、その他、拷問等禁止条約の
あらゆる側面を含めるべき。
→刑事司法の国際規範として、国際刑事裁判諸規程に直ちに加入すること。

表現の自由の危機

表現の自由は、世界人権宣言に掲げられ、自由権規約にも規定された権利。
日本ではじめての「良心の囚人」：立川の自衛隊官舎へのビラ入れ裁判。
言論の内容によって規制が判断されるのは「表現の自由」の侵害そのもの。
→公権力の判断に対抗する言論を完全に保障する態度＝憲法を守る義務

外国人排斥の論理の横行

外国人の権利が明文化されていない日本語訳の憲法
治安悪化、外国人犯罪増加の虚構
外国人をターゲットにした治安悪化キャンペーン
人種差別撤廃条約の第4条(c)などに違反
→明確な人種差別、外国人、移住労働者差別禁止法制度整備の必要性

人権は誰のためのものか？

社会的弱者(社会的マイノリティ)を救済するための手段
「権利を主張するなら義務を果たせ」論の誤り
パワーを持つものの、「権利を保護する義務」
カタログ的権利観から人権享有主体別の権利観へ
＝公権力に対抗するための「人権」→人権擁護機関を憲法的な機関に
→受刑者、被害者、少数者、それぞれが権利の主体であることの確認